

## 大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価における“学習成果”の評価

大学評価・学位授与機構 鈴木賢次郎

大学評価・学位授与機構（以下、機構）が実施している高等教育の評価には、認証評価（+選択評価）及び国立大学等の教育研究評価（いわゆる国立大学法人評価）があり、認証評価としては、大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価、法科大学院認証評価がある。いずれの評価においても、教育・学習成果について固有の基準を設けて評価を実施しているが、達成目標の明示の度合いの違い等により、評価方法に若干の違いがある。本講では、大学機関別認証評価における教育・学習成果の評価について述べる。

機構における大学機関別認証評価は、平成17年度に開始され、平成23年度をもって第1サイクルを終了（受審大学：132）し、平成24年度から第2サイクルの評価を開始している。第2サイクルにおいては、第1サイクルにおける検証結果、大学教育及び大学評価に係わる国内外の動向、及び、大学設置基準等関係法令の改訂を勘案し、基準等の改訂を行った。この間の大学教育の成果を巡る国内外の議論において、「教員の視点にたった教育」から「学生の視点にたった教育」への転換、すなわち、「（教員が）何を教えるか」よりも「（学生が）どのような能力を身に付けるか（付けたか）」に力点を置かなければならないとの考えから、従来用いられてきた「教育の成果」に代わって、「学習成果」の用語が多用されるようになってきている。機構における認証評価においては、第1サイクルにおいても、「教育の取組の成果は学生が享受すべきもの（当該基準：趣旨説明）」として評価にあたってきたが、基準設定時には「学習成果」という用語は一般的に用いられてなかったため「教育の成果」という用語を用いてきた。第2サイクルでの基準改訂に当たり、一般的に用いられるようになった「学習成果」と改めた。基準には、評価に際し分析すべき項目が「基本的な観点」として設定されており、また、分析に用いるデータ・資料が例示されている。これらについては、第1サイクルとのそれらから大きくは変えていない。すなわち、

### 基準6：学習成果

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

とし、その下に、1) 卒業（修了）等の状況、2) 学生の意見聴取の結果、3) 就職・進学状況、4) 卒業（修了）生、就職先の意見聴取の結果、からみて学習成果が上がっているかとの観点を設けている。第2サイクルでは、学部・研究科ごとの“標準修業年限内卒業（修了）率”及び“「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率”、“進学率”、“就職率（就職者数／卒業（修了）者数）”、“就職希望者就職率（就職者数／就職希望者数）”についての分析を必須とするなど、若干の改訂を行っている。なお、卒業（修了）率が学習成果（アウトカム）の指標たり得るためには、個々の授業における「厳格な成績評価」が前提であり、さらに言えば、それぞれの授業において「必要な学習時間を確保」することが重要であり、「基準5：教育内容の及び方法」において、これらについて分析する観点を設けている。このように、機構における大学機関別認証評価においては、複数の観点（指標）の組み合わせにより「学習成果」を分析・評価することとしている。

上記以外の指標、評価法（アセスメント・テスト、ルーブリック等）については、引き続き調査・研究していく予定である。